## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症については、感染の第三波により1月13日に再度の緊急事態宣言が発出され、不要不急の行動自粛などが改めて求められるに至り、国民の不安が高まっている。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の景気は引き続き厳しい 状況にある中で、時短要請等による社会経済活動の停滞により、先行きの見えない状況が 続いている。

さらなる感染拡大による医療崩壊を防ぐことが最優先であるが、産業活動や国民生活の 下支えも求められる。

このような未曾有の難局に対し、引き続き国と地方が一体となり、状況に応じた対策を 迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の着実な推進とともに、下記の 事項を実現されるように強く要望する。

記

- 1 感染者を受け入れる医療機関への財源措置の拡充を図ること。
- 2 地域の診療・検査医療機関の協力を得つつ、PCR検査の拡充や病床・宿泊療養施設 の確保を図ることはもとより、医療機関における施設・設備の整備、医療人材の確保に 向け、万全を期すること。
- 3 希望するすべての方がワクチンを速やかに接種できるよう、国として広域的・専門的な見地からの責務を果たしつつ、実施主体である市町村等と連携し、適切な体制の確保を図ること。また、ワクチンの供給スケジュールを早急に提示すること。
- 4 飲食店に対する協力金の支給だけではなく、サービス業や一次産業など厳しい状況にある地域経済の下支えを図るとともに、厳しい雇用情勢に対応するため、失業を余儀なくされた方に対する再就職に向けた支援等を図ること。
- 5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月1日

愛知県犬山市議会 議長 中村 貴文

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 総務大臣 法務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 内閣官房長官